



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：岩橋 祐治
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
Fax (03) 5842 - 5602
毎月1日発行
年額1,500円（送料込、会員は会費に含む）
<https://www.inoken.gr.jp>

安心安全のタクシーを守れ

「白タクをゆるさない」と300台が車両請願@経済産業省前

3月7日、経済産業省前にタクシーが乗り付ける車両請願がありました。主催は自交総連（全国自動車交通労働組合総連合会）で、全労連の春闘統一行動に合わせて行われました（「安心・安全なタクシーを守れ、白タク合法化・規制緩和阻止！3・7中央行動」）。

ライドシェア解禁を認めるな

車両請願には東京・千葉・埼玉から約300台が参加し、同省前で係員に請願書を渡していました。

請願内容は、「白タク合法化・規制緩和を許さない」です。ライドシェア（一般ドライバーが有料で客を運ぶ行為）は、すでに一部の地域で行われていますが、オリンピック開催などを見据えて解禁を求める大企業もあり、実証実験を行う可能性がある中の抗議行動です。

遠方からのタクシーが到着すると、宣伝カーから所属県が紹介され運転士たちの訴えを代弁していきます。この日は、3.11大震災の日が近く「災害時に動ける公共交通はタクシーだけ。あの日もタクシーは走り続け、みなさんを送り届けました」という言葉が胸に響きました。

個人請願には全国各地から参加

請願は個人でも行われ、全国から500人が参加しました。宮城からの参加者は、やはり震災時の話をし、「せっかく復興に向かって立ち直り始めたところにライドシェアが認められたら、タクシーを続け



ていくことができない」と訴えました。鹿児島からの参加者は、「地方でライドシェアが始まつたら、タクシーにとっては死活問題」と話していました。

抗議デモと経産省・警察庁交渉も

午後も引き続いて、日比谷公園から、海外のライドシェア大手に出資しているソフトバンク本社前までデモを行いました。同社の会長の孫正義氏が「日本でライドシェアが禁止されているのはバカげている」と発言しているとし、「白タクを推進するな」と声を上げました。

その後行われた省庁交渉では、「白タクが合法とは言わないがやむを得ない」といったような回答のみで、無責任な対応に終始したとのことでした。

（全国センター 宮沢さかえ）



全労連が「新36協定キャンペーン」を実施

4月1日から労基法が改定されるため、全労連は「長時間労働をなくそうー新36協定キャンペーン」を実



施しています。3月1日には、都内でキャンペーンについての記者会見が行われました。詳細は2面に掲載。

〈今月号の記事〉

全労連新36キャンペーン／森岡先生追悼会	… 2面
第38回航空政策セミナー	… 3面
各地・各団体の取り組み 全商連／民医連／M I C 女性連絡会／公財社医研／大阪アスペスト／宮城	… 4～6面
韓国・朴賢緒先生追悼/相談室だより	… 7面
医師の働き方改革関連	… 8面

「森岡孝二の描いた未来 私たちは何を引き継ぐか」—追悼のつどいを開催

昨年8月に急逝された森岡孝二先生の追悼のつどいが、2月23日に大阪で開催されました。経済学者として、また社会運動家として幅広く活動された先生を偲ぶ、300人を超えるつどいとなりました。

一生のテーマとして

I部の追悼シンポジウムの記念講演は、元新聞労連委員長の東海林智さん（毎日新聞新潟支局長）が行いました。過労死問題の取材を通じて知った森岡先生から「『人間がおこす過労死は止めることができる』とメディアの役割を説かれた」とエピソードを紹介。ともに過労死防止対策の法律づくりに奔走してきたこと、しかし現在の赴任先・新潟でも過労死が連続していることを述べ、「過労死問題を一生のテーマとして取り組む覚悟」と締めくくりました。

一人ひとりが引き継ぐ決意

I部の後半は幅広い関係団体からの発言でした。過労死を考える家族の会の寺西笑子代表は「当事者が覚悟をもって発言することの大切さを教わった」と語り、大阪過労死問題連絡会の松丸正弁護士は「株主オンブズマン活動が新しい社会運動として力を発



揮した」と発言しました。他に過労死弁護団の川人博幹事長、厚生労働省の村山誠氏、過労死防止学会の黒田兼一代表幹事、元株主オンブズマンの阪口徳雄事務局長、基礎経済科学研究所の中谷武雄理事長、大阪生活と健康を守る会の大口耕吉郎会長、ASU-NETの川西玲子副代表が、思いのこもった発言を行いました。最後に遺族を代表して、息子の真史さんから、「父を一人の経済学者として、そして権力による支配を嫌い、自由を愛する精神の持ち主として尊敬している」との挨拶がありました。

II部のレセプションでは、大勢の参加者からスピーチとともに、森岡先生の娘婿でもある桂福点さんが「孝二おじいちゃんの思い出」のお題で落語を披露。涙と笑いを誘うひとときとなりました。

参加者一人ひとりが、森岡先生から「引き継ぐ」ことを決意するつどいとなりました。

(全国センター 岡村やよい)

Bye bye 長時間労働 全労連『新36協定』キャンペーン

(1面から)

記者会見で全労連の伊藤圭一常任幹事は、全国の事業所数4,120,804に対して、36協定の推定届け出率が45.2%であり、「36協定の締結・届け出をせずに残業をさせている違法状態の事業所が少なくない」と指摘。全労連の地方組織に寄せられた労働相談も、労働時間に関する相談が10年前に比べて約2倍に伸びていると、実例を含めて報告しました。

4月から施行される法律は、時間外労働の上限を「月100時間未満」とするなど「過労死ライン」の労働時間を容認しています。長時間労働を規制するには、36協定の一方の当事者である労働組合の役割が重要です。全労連の黒澤幸一事務局次長は、キャンペーンの一環として、3月6日に労働相談ホットラインや36協定や働くルールに関わる市民講座の開催を発表。「新協定を契機に、労働時間を規制できる労使間関係をつくることに資するキャンペーンにしたい」と語りました。

キャンペーン期間は2019年3月から2020年6月



までです。

新橋駅前の街頭宣伝には8単産から27人が参加（写真）。パワーポイントも使いながら、「時間外労働には36協定の締結と労基署への届け出が義務」「36協定を上手く使って長時間労働をなくそう」と訴えました。

全労連は時間外・休日労働について週15時間、月45時間、年360時間を超えない協定を目標にしています。

(全労連 井之上 亮)

労働者の疲労が安全に影響 安全確保には労働条件改善の疲労管理を

第38回航空政策セミナー

人員不足での過労が蔓延

2月2日に開催された、航空労組連絡会政策セミナーでは、航空の経営状況に関する問題、そして労働者の働く現場の問題についていくつかの重要な指摘がなされました。そのなかで航空機の運航に携わるパイロットをはじめ、CA（客室乗務員）、航空整備士、グランドハンドリング（地上支援業務）などの職場での深刻な過労状況が明らかにされました。いずれの職場も人員が大幅に不足しており、パイロットやCAの職場では乗務中断者の増加や、労働現場で倒れる労働者の発生、グランドハンドリングの職場では事故の件数も増えるなどの実態が明らかにされました。

パイロットには疲労管理が義務化

こうした航空輸送の状況は、世界的にも共通しており、労働者の疲労が及ぼす安全への影響が注目されてきています。航空事業は、世界各国と直接つながっているため、その安全に関しては国連機関による共通の基準が決定され、加盟各国に義務付けられています。今回、パイロットの職場からは、国際基準である疲労管理制度^{*1}が実際に現場に導入されていることが報告されました。

「労働組合による科学的な疲労調査」も始まる

一方、国が有識者会議などの報告をもとに導入し始めている疲労管理の内容は、日本の労働者の疲労が、通勤や住宅環境などと関わっていることなどを加味していないなどの課題も残されています。そうした中、パイロット組合の連絡組織である「日乗連」が^{*2}検査機器（PVT）を使った疲労調査を独自に進め、科学的な証拠に基づいて国に働きかけていることなどが紹介されました。

各職場に多くの課題

さらに、パイロットへの疲労調査アンケートでは、多くの記述から疲労による「操作ミス」や「操縦室での意図せぬ居眠り」が数多く発生している事実も浮き上がってきます。疲労管理を実際の安全向上に結びつけていくには、さまざまな課題が残されていることも報告されました。

また、最近頻発するパイロットの「アルコール問題」については、休日であっても次の乗務のための

調整に大半の時間が費やされるなど「生活時間が奪われている」「仕事の緊張から離れ、次の乗務のために早く良い睡眠をとりたい」という実態のもとで発生していることも明らかにされ、懲罰的な対策に偏るのではなく、科学的な原因調査と対策が求められるとの指摘がされました。

また、航空整備士の職場では、徹夜勤務が連続する職場の実態や、CAの職場からは大きな時差を伴う乗務のため、通常の生活ではあり得ない、「行き便徹夜、帰り便も徹夜の1泊4日」の過酷な乗務が紹介され、早急な改善の必要性が訴えられました。

国交省には国際的な流れに沿う形でパイロット以外の職種についても疲労管理制度を導入する動きがあります。今後2020年に向けて、更に事業規模拡大が進められる中、疲労管理制度を労働条件改善に確実に結びつけることの大切さが今回のセミナーで訴えられました。

（航空連 奥平 隆）



PVT の操作風景

***1疲労管理制度：**航空事故が多発したことなどを契機に、疲労を安全に対する重大な脅威としてリスク管理を行う制度。疲労による異常発生の報告や、疲労による乗務を取りやめなどを徹底的に調査し、安全への脅威を低減させる科学的対策を取ることが義務付けられています。当面、飛行時間制限や休養時間確保などを、具体的な数値で定めることとしています。サーカディアンリズムや人間の生理などに関する知見や疲労調査を根拠にすることが求められています。管理者（国）、運航事業者（航空会社）、従業員（現場労働者）の3者が責任を持って進めるにされ、「従業員」部分は労働組合の役割りが重要です。

***2PVT：**カウンターゼロから動き始めた時にボタンをおして反応時間を記録します。この操作を5分間ほど行います。疲れていると当然、反応時間が遅くなります。

各地・各団体のとりくみ

民医連

社会的に作られた早すぎる死 手遅れ死亡事例調査

全日本民医連が2005年から行っている「経済的理由による手遅れ事例調査」の2018年結果が、3月6日に発表されました。

民医連加盟の事業所から77事例が集まりました。集まった事例のうち「正規の健康保険証を所持又は生活保護利用」の人が39例と初めて半数を超えるました。保険証を持っていてもなお、生活の困窮により医療費の窓口負担への心配で受診できない状況が強まっています。

また、事例全体では60・70歳代で7割を占めるものの、20歳代（女性）の事例が調査開始以来、初めて報告されました。この女性は家族への仕送りを目的に来日した外国人労働者で、結核の治療歴がありながら無保険で受診できず手遅れとなっていました。

死亡原因では、がんが57件と74%を占めました。受診時点ですでにステージIV。全身状態が悪く手術ができず対処治療のみとなった事例が多くあります。

た。また、自らがんを疑っていたり、診断後や手術後にも関らず外来医療費負担ができずに中断してしまっていた人もいました。



雇用形態では、本人・無職が36%。非正規雇用や収入が不安定な自営業を合わせると7割となります。

岸本啓介事務局長は、問題の背景には貧困問題があると指摘し、安倍政権が進める「全世代型社会保障改革」は、困難を抱えた高齢者をより困難に追い込むとして政策転換を訴えました。

また、全日本民医連理事の田村昭彦医師は、「助けることのできた命があった。多くの困難が複合的に重なって"手遅れ"になっている。社会的に作られた早すぎる死を繰り返さないことを強く訴える」と述べました。調査結果の詳細は「全日本民医連」HP (<https://www.min-iren.gr.jp/?p=21407>)

全商連

実現に向けて力を合わせて

「中小業者の『受療権』確立への7つの提言」を発表

全国商工団体連合会（全商連）は2月25日、国民健康保険料（税）の引き下げと制度改善を求めて「中小業者の『受療権』確立への7つの提言」を発表しました。

憲法が保障する社会保障制度であるべき国保が「相互扶助」の仕組みへと大きく変質させられようとしているもとで、この事態を開拓していく展望を中小業者の立場から発表したものです。

「提言」第一章では、過酷な国保料の負担と徴収の実態を告発。国保加入世帯の平均所得が約139万円、四分の一が「収入なし」にも関わらず、協会けんぽとの比較でも、加入者負担で約2倍以上の格差が生じていることなどを指摘しています。さらに強権的な徴収行政の実態を明らかにしつつ、国保の「都道府県化」による制度改悪をやめさせることを呼び掛けています。

「提言」第二章は、7点にわたって国保制度の改善を提言。①医療費に対する国庫負担率を45%まで引き上げること、②自治体が自主的判断で行う国保会計への法定外繰り入れ継続を認めること、③国保料・税の算出方法を「能力に応じた負担」に改め

ること、④国保料・税の滞納者に対する過酷な徴収行政の改善と、「受療権」を奪う保険証の取り上げを行わないこと、

⑤「納めきれない」国保料・税の負担を軽減する制度として、(1)低所得者向けの国保料・税の減額・免除制度の拡充、(2)病院窓口での支払いが負担となり、医者にかかれないと実態を踏まえた一部負担金の減額・免除制度の改善、積極的適用、(3)高額療養費制度の算定方法を改め広く適用することの、三つを提起。

さらに、⑥傷病・出産手当の創設、⑦都道府県化による制度改悪をやめ、安心して医療を受けられる国保制度を構築していくことを提起しています。

全商連は、この「提言」を国保加入の中小業者はもとより、自治体や各地の議員・候補者・政党、医療関係者や市民など、広範な人々に届け、懇談を進め、実現に向けて力を合わせていこうと呼び掛けています。 (全商連・大山 宏)



各地・各団体のとりくみ

社医研

労災職業病に取り組んで40年 40周年記念講演会

2月16日、公益財団法人社会医学研究センターは東京ラパスホールにおいて、40周年記念講演会を開催しました（写真）。

社会医学研究センターは、1978年6月に設立されました。1970年代は、頸肩腕障害、腰痛、振動病、化学物質、鉛中毒による健康障害が多く発生し、その補償や予防対策が労働者や労働組合の大きな課題となっていました。

設立される4年前の1974年の第8回職業病交流集会には1400人の参加があり、大きなエネルギーを生み出していました。

このような運動の中で、戦後の労働運動の中心的役割を果たしてきた産別会議が、その遺産を労働者の健康問題の研究機関の設立に役立てるため、東京・新橋の土地を寄付し、労働組合、患者団体、全日本民医連、東京民医連が協力して設立されたのが社会医学研究センターでした。

社医研センターは当初、新橋で活動していましたが、平労会館の移転に伴い、豊島区南大塚に移り、



現在は板橋区熊野町に会館をもって活動しています。会館には農民連本部や食品分析センターもあり“労農”的拠点となっています。2014年には公益財団法人の認可を得て、公益財団法人社会医学研究センターとなりました。

2月16日の40周年記念講演会では、社医研センターの理事である3人の医師による講演が行われ、参加者から社医研センターへの要望も出されました。

講演は①働く人のほんとうの健康法（服部真医師）、②健診センターと地域医療（小池昭夫医師）、③ストレスチェック時代のメンタルヘルス（天笠崇医師）でした。（社会医学研究センター 村上剛志）

MIC

今日からできるSTOP!ハラスメント MIC 女性連絡会 学習会

2月20日、MIC 女性連絡会は「BuzzFeed Japan」の伊吹早織記者を講師に招き学習会を行いました（写真）。参加者は16人でした。

「BuzzFeed」の「#Me Too 特設ページ」の柱は、①告発があればきちんと取材して報じる、②セクハラや性暴力が蔓延し声を上げられない現状と実態を指摘する、③声を上げるのか上げないのか、どう対策するのか、自分で選べる力を読む人が得られるようなエンパワーメントのコンテンツを出していく、です。

昨年5月、伊吹記者が新聞・通信7社、放送6社、ウェブ2社に取材した結果、財務省セクハラ問題発覚後の対応について、具体的に対応したのは新聞・通信の2社、外部の相談窓口を設けているのは新聞・通信4社、放送3社でした。女性記者の割合はウェブメディア2社が半数を占め、新聞社やテレビ局では2～3割でした。

多様性が多様な表現を生み多様な社会に繋がること、女性を増やし多様な議論が尊重される組織や雰囲気作りの必要性については、「BuzzFeed Japan」



の古田大輔編集長が自身の記事で指摘しています。

今すぐできるハラスメント対策は3つのDがポイントです。1、誰かに頼む（DELEGATE）2、気をそらす（DISTRACT）3、直接声をかける（DIRECT）

私たちが実生活のなかで何ができるか、声を上げられない人のことも考えることに意義があることを共有し、学習会は終了しました。

<参考>

「マスコミ各社は社員をセクハラ被害から守れるのか。報道15社にアンケート」

<https://www.buzzfeed.com/jp/saoriibuki/japanese-media-survey>

「ドリンクを倒すだけでも効果あり。セクハラを目撃したときの3つの対処法」

<https://www.buzzfeed.com/jp/saoriibuki/sexual-harassment>

（民放労連 脇山 恵）

各地・各団体のとりくみ

大阪

粘り強い申し入れで前進を アスベスト自治体懇談

大阪アスベスト対策センターは、15年間に渡って、大阪労働局、大阪府、大阪市、堺市などの自治体交渉（懇談）を行っています。アスベスト被害防止の法律は、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、建築基準法、建設リサイクル法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律です。労働関係法令は労働局と労基署（国の機関）の仕事ですが、その他は環境省管轄も国交省管轄も自治体の仕事となっています。

しかし、それらは「穴だらけの法律」であり、「法律の規定以上のことを実施しないと市民は守れない」という認識を共有することが大切です。建設アスベスト訴訟で国が10連敗していることが、それを明示しています。繰り返し話していくことが重要で、交渉ではなく知恵をだしあう「懇談の場」と位置付けています。

1～2月にかけて労働局、大阪府、大阪市、堺市との懇談を行いました。大阪府は維新府政になってから初めて、環境部局との懇談となりました。懇談では、「平常時のアスベスト飛散を規制する法律が

ない。建築基準法の適用ができないか考えている」と語られ、問題意識を共有できました。



堺市では、建設リサイクル法の届け出をチェックし、年間1000の現場に赴いています。「防災マニュアルに、アスベストの飛散・ばく露防止策について書き入れること」については、「検討する」との回答でした。避難所の安全確保のために、再度の点検を要請しています。

昨年は、大阪北部地震や台風被害で大阪の全自治体の公的施設でのアスベスト建材の損壊・露呈が問題になりました。また、屋根材の破損もあちこちで見られ、特別回収や啓もうの申し入れも行いました。

大防法や建設リサイクル法の法定受託事務をいう「中核都市」や、北部自治体にも懇談を呼び掛けています。なかなか実現しませんが、今年はやっといくつかの自治体で懇談が実現する見通しなっています。（大阪アスベスト対策センター 伊藤泰司）

宮城

若い人が積極的「いの健」学習 宮城セミナー

「いいシゴトがしたいあなたへ」のお誘いで、30～40歳代の若い人たちを中心に結成された「いの健宮城セミナー実行委員会」が、宮城で初めて若い人を集めた「いの健セミナー」を開催しました。

なぜ、このような企画をすることになったのか？これまで毎年、春闘討論集会の1分科会として、「いの健分科会」を開催していましたが、参加者が労組の役員クラスで若者の参加する機会がありませんでした。そこで、若い人たちから若者を対象とする学習の機会がほしいという声があがり、実行委員会を立ち上げました。

実行委員会は、労組の青年部長を中心に組織され、毎回の実行委員会は、職場の様子の交流や問題意識の共有でわいわいと楽しく、あっという間に時間が過ぎ、いつの間にか企画につながっていく会っていました。

事務局は質問や要望に応えるだけで企画内容にはタッチせず、準備が進んでいきました。しかし、当日が近づくと参加組織がどれだけできるのか不安に



なってきました。しかし、QRコードのついたチラシによる宣伝と実行委員の呼びかけの広がりで、当初の目標に近い19人の参加で成功しました。

当日は、学習として「ワークルールを活用して、働きやすい職場に～職場の労安活動に積極的に関与して～」として、富樫敦子さん（特定社会保険労務士）から、若い人でもわかりやすい講義を受けました。その後は、6人程度のグループでディスカッション。ケーキとコーヒーを囲みながら、ワイワイガヤガヤ楽しいひと時を過ごしました（写真）。「来年はもっといろいろな人を誘って参加したい」という感想が多く寄せられました。

（宮城センター 芳賀 直）

朴賢緒先生、本当にありがとうございました

働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

日韓の産業（労働）災害追放や平和運動での共同や研究交流の先頭に立って活躍されていた、韓国・ワニジン源進職業病管理財団・朴賢緒前理事長が、1月27日に逝去されました。

朴先生や韓国の労災追放運動関係者といいの健全国センターとの交流は、センターの結成とともに始まりました。結成にあたって、朴先生からお祝いと連帯のメッセージをいただき、その中で、朴先生は、「過労死等の職業性疾患に無防備にさらされている働くものの存在は、韓国においても、日本においても同様です。日韓両国の労災被害者とその支援団体は、お互いの友好を確認し、相互信頼の上で共同戦線を築いていきましょう。」と呼びかけられ、以後その実現のために、極めて熱情的に奮闘してくださいました。

これ以後も、全国センター結成記念の「日韓交流の旅」で訪韓したり、新グリーン病院開設記念祝賀



今後の日韓交流についての協議
(ソウル・2003年9月)

会等に参加したり、シンポジウムを共同で開催したりしました。また、朴先生ご自身が、全国センターの総会やいろいろな行事、九州、



左から朴、福地、日向寺次長(当時)
(札幌ビール園・2004年5月)

京都、北海道などの地方センターの行事にも参加されたり、メッセージをくださったりと、かなり密度の濃い交流を続けてきました。朴先生の勞を惜しまないお力添えと、常に労働者の立場に立った意見に私たちどれだけ励まされたことか。リラックスした場でも、にこやか、お酒大好き、勝ち気な先生との語らいは、非常に楽しいものでした。講演などの時に、先生を歴史学者として紹介したところ、「私は学者というより、一人の人間として」とよく言われていたことにもおおいの感銘を受けました。先生とのたくさんの思い出を語るには、この原稿のスペースの十倍あっても足りません。

朴賢緒先生、本当にありがとうございました。先生の思想と情熱は、これからも、日韓の労働者と「いの健」運動のなかに生き続けていきます。

シリーズ 相談室だより (124)

民放労連と、ひとりでも入れる民放労連放送スタッフユニオンでは、電話やメールで労働相談を受けています。さまざまな相談があります。

放送業界でも、重層下請け構造、長時間労働、低賃金、劣悪な労働条件に悩まされる人が少なくありません。

ハラスメント関連では、暴力によるパワハラで怖くて会社に行けなくなり雇い止めにあった、人間関係のこじれからトラブルに発展し雇い止めにあった、などの相談も寄せられています。

パワハラ加害の疑いをもたれた方からの相談も。人間関係が少しでも悪化している場合、相手にぶつかってきたと思われてしまうこともあるのでしょうか。話し方や行為からパワハラを繰り返したと疑われた相談者は、自宅待機や部署異動などを命じられ

ました。相談者と話をする時は、管理監督者や会社からの指導内容、双方への事情聴取があったのか、どんな就業規則なのか確認します。

電話は1回きりでその後の連絡がない、弁護士事務所と一緒に相談にいっても加入に至らないこともあります。

先日、パワハラにあっていると弱々しい声で電話があり、直接お話ししませんかと尋ねると、「忙しい、話を聞いてほしかっただけ」と言われました。あとから、男性が出ると切り女性が出るとパワハラの話を始める、社内の人間になりますまし電話してきた、などの情報がわかりました。

誰かに話して気が済むのであれば、話を聞き続けることも私たちの使命なのだと再認識しました。

(民放労連 脇山 恵)

過労死ラインを超えては 患者も医師のいのちも守れない 「医師の働き方改革」検討会報告に意見続出

過労死ラインを基準とした労働時間規制でさえ「適用除外」とされた医師労働。厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」では、医師の時間外労働の上限について、診療従事勤務医については年間960時間、地域医療確保のために必要な医師や研修医については、上限を年間1860時間とする報告案をまとめようとしています。過労死ラインの2倍を超える時間は、過労死防止法はもちろん労基法、さらには憲法の下の平等や、健康で文化的な生活を営む権利を侵害するとの指摘がされています。

医師ユニオン・緊急シンポ

2月16日に、都内で開催されたシンポジウムのサブタイトルは「残業2000時間も働いたら死んじやうよ」でした。尾林芳匡弁護士（東京過労死弁護団幹事長）は、医師の働き方として示された問題について、過労死裁判ではすでに考え方方が明らかになっていることが多いと指摘。2024年まで適用除外にした上に、特別枠を作り年間2000時間近い上限は許されない、と語りました。

また、植山直人全国医師ユニオン代表は、厚労省の「医師の働き方検討会」の報告案の「時間外労働2000時間」は「2回過労死をしろということ」であり、「目の前の患者を助けるためには長時間労働はやむを得ない」ではなく、医師の計画的増員に踏み出すことが必要と強調しました。

河野恵美子さんは外科医として女性が働き続けることの困難さをリアルに語り、「問題の本質を見据えての働き方改革を進めてほしい」と訴えました。

2年目の研修医として働いていた娘を亡くした山田明さんは、年77回も当直を行っていた実態を話し、小児科医の夫を亡くした中原のり子さんは、医療従事者の過労死遺族の会を結成して、取り組みを進めたいと決意を語りました。約120人が参加しました。

医学会連合も市民フォーラム

3月7日には、ドクターズデモンストレーション実行委員会（医師や歯科医師を中心に医療の再生をめざし2010年から活動）が、緊急国会内集会（写真）と記者会見を行いました。集会では、保険医団体連合会、医師ユニオン、医労連、過労死を考える家族の会、医学生などが発言し「過労死ラインを超える働き方では患者も医師のいのちも守れない」と



いうアピールを発表しました。集会には、各政党の国会議員も参加しました。

日本医学会連合も、3月2日に、都内で市民公開フォーラムを開催しました。良質な医療提供と医師の健康確保・生活とは両立すべきとし、診療報酬改定、女性医師の労働環境改善のための対応策を含む提言を軸に報告が行われました。

厚労省が進めてきた医療費抑制のための医師養成抑制が今日の状況を作っています。その厚労省が過労死の危険を医師に押し付けることは許されません。早急な政策転換が求められています。

（全国センター 岡村やよい）

入試差別をなくそう！学生緊急アピール院内集会

2月27日、参議院議員会館で、医学部入試差別に抗議し、改善署名を取り組んだ学生の主催した集会がありました。



東北医科薬科大学・長谷川碧紀さんは「声を上げるために2018年12月に医学関係の学生で会をつくり、署名は1万4000筆以上を提出しました。私が会の代表をしている理由は、医学部に5浪で入学し入試差別を感じてきた当事者だからです。成績だけでなく、現役優先・女性であることなどさまざまな要因で合格が決められています。入試不正の問題の根源は、医師の働き方です。早急な改善が必要です」と話しました。

集会では、「医師の働き方改革」の問題点を現役の医師が発言しました。

（全国センター 宮沢さかえ）